

組合報 あゆみ

編集・発行／京都建設業事務組合・辰野行政書士事務所

〒602-8048 京都市上京区下立売通油小路東入西大路町139-3 3F

Tel (075) 411-4848・8880 Fax (075) 411-4800

令和 4年 11月

## 建設業施行令の所要改正

少子高齢化に伴う全産業的な労働力人口の減少が進む中、建設業においても、限りある人材の有効活用を図りつつ将来にわたる中長期的な担い手の確保及び育成を図ることが急務となっています。

本年5月にとりまとめた「技術制度の見直し方針」及び「規制改革実施計画」を受けて、今般、建設業法施行令について所要の改正が行われます。

近年の工事費の上昇を踏まえ監理技術者等の専任を要する請負代金額等の見直しや、技術者検定制度的見直しを行う「建設業法施行令の一部を改正する政令」が11月に閣議決定されました。

**金額要件の見直し** ※( )内は建築一式工事の場合 … 令和5年1月1日より施行

- 特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限 ○  
《現行》4,000万円(6,000万円) →→→ 《改正後》4,500万円(7,000万円)
- 主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限 ○  
《現行》3,500万円(7,000万円) →→→ 《改正後》4,000万円(8,000万円)
- 特定専門工事(鉄筋工事・型枠工事)の下請代金額の上限 ○  
《現行》3,500万円 →→→ 《改正後》4,000万円

**技術検定関係** … 令和6年4月1日より施行

技術検定の受検資格は国土交通省令で定めることとし、今後、省令改正により現行の受検資格を見直す。受検資格の見直しに伴い、大学・高等専門学校・高等学校又は中等教育学校において国土交通大臣が定める学科を修めて卒業した者等については、第一次検定の一部を免除することが出来ることとします。

## 決算による変更届は義務

《建設業法第11条第2項》により、建設業許可を受けた建設業者は、毎年決算終了後4ヶ月以内に【事業年度終了変更届】を提出しなければなりません。現在、過去5年間【事業年度終了変更届】未提出業者の建設業許可更新の受付は受理されません。

弊所へ建設業許可申請・経営規模等評価申請(経審)をご委託頂いている業者様へは適時ご案内をお送りしており、決算報告書や工事経歴書などを頂戴した後、弊所より提出をさせていただいております。

工事経歴書については弊所ホームページにてエクセル入力出来る様式も掲載しておりますので、是非ご利用ください。(経審の受審の有無により様式が少し異なりますので該当の様式をご利用ください。)



# 雇用保険料率

以前の組合報でもお伝えしておりますが、雇用保険料率が今年は段階的に改訂されております。「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月に国会で成立したことに伴い、4月および10月に改訂が行われており、4月からは事業主負担率のみでしたが、10月からは事業主負担率に加え、被保険者負担も引き上げになっております。料率が変更されるのは、「10月1日以降に締日を迎える最初の給与支払分」からとなっているため、各社における支払給与締日により料率が変更となる月が異なります。

厚生労働省 HP より

**<令和4年度の雇用保険料率>**  
(赤字は変更部分)

○令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日

事業の種類	① 労働者負担 (失業給付・育児休業給付の負担率(率のみ))		② 事業主負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率)		①+② 雇用保険料率
	労働者負担	事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業 (3年度)	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
農林水産・※ 酒造製造の事業 (3年度)	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
建設の事業 (3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000

(特約の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

事業の種類	① 労働者負担 (失業給付・育児休業給付の負担率(率のみ))		② 事業主負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率)		①+② 雇用保険料率
	労働者負担	事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 酒造製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

## 加入義務！！「労働保険」

厚生労働省では、例年11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、集中的な広報活動など労働保険の加入促進に努めています。「労働保険」とは、業務又は通勤に起因して負傷、疾病を被った労働者に対して保証を行う労働者災害補償保険(労災保険)と、労働者が失業した場合等に生活の安定を図る雇用保険により構成される制度で労働者の福祉の向上を目的としています。労働保険は政府が管理・運営する“**強制保険**”です。原則として労働者(パート・アルバイト含む)を一人でも雇っていれば労働保険の適用事業所となり、事業主は成立届(加入手続)を行い、労働保険料を納付しなければなりません。また、同月には「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、年間を通じた主要課題として位置付けたうえで全国において集中的な活動を展開。また、労働保険制度の一層の理解、周知を目的とした広報活動を行うとともに、未手続事業が多いと思われる業種別の一掃対策を強化しています。

## 弊所よりご案内

平素は格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます

弊所では長年、多くの建設業者様と官公庁をつなぐ架け橋として様々なお手伝いをさせていただいております

### 【京都建設業事務組合】

○労災保険・雇用保険などの労働保険に関する手続き(中小事業主・一人親方・特別加入含む)

○労働者派遣事業許可 ○資金繰りなど融資対策に関するサポート ○税務対策についてのサポート

労働保険に加入されていない方、特別加入をしなければ労災給付が受けられない方、個人加入後の面倒な手続きでお困りの方・・・是非ご連絡ください。事務組合へ委託していただければと、特別加入制度や保険料の分納などメリットもございます。お声がけいただけましたらご説明に伺わせていただきます。

### 【辰野行政書士事務所】

○建設業許可申請 ○経営規模等評価審査申請 ○入札参加資格審査申請 ○産業廃棄物許可申請

○各種法人設立手続き ○宅建取引業者申請 ○建築士事務所申請

上記申請だけでなく、近年需要が拡大している簡易宿所や民泊など、建設業にかかる申請以外にも以下のような申請実績もございますので、興味や疑問点などがございましたらお気軽にお声がけください。

○簡易宿所申請 ○民泊申請 ○帰化申請 ○一般貨物自動車運送業申請

## 建設業許可の標識

建設業法上、建設業許可を取得した業者は、その事業所及び建設工場の現場(元請現場)において、公衆の見やすい場所に標識を必ず提示しなければなりません。そして、建設業許可の更新をするたびに許可年月日の変更が必要です。

### ア) 事業所に掲げる標識(すべての建設業許可業者)

事業所に掲げる標識は、縦 35cm×横 40cm以上というサイズ規定があります。

素材などについての指定はありませんが公衆の見やすい場所に提示する必要があります。

#### 【記載事項】

- ① 会社名
- ② 代表者氏名
- ③ 一般建設業許可・特定建設業許可の別
- ④ 建設業許可を受けている業種
- ⑤ 建設業許可番号
- ⑥ 建設業許可年月日
- ⑦ この事業所で営業している建設業(業種)

### イ) 建設工場の現場に掲げる標識(発注者から直接工事を請け負った建設業許可業者)

建設現場に掲げる標識は、縦 25cm×横 35cm以上というサイズ規定があります。

素材などについての指定はありませんが公衆の見やすい場所に提示する必要があります。

#### 【記載事項】

- ① 会社名
- ② 代表者氏名
- ③ 主任・監理技術者氏名
- ④ 主任・監理技術者の専任の有無
- ⑤ 主任・監理技術者の資格名
- ⑥ 主任・監理技術者の資格者証交付番号
- ⑦ 一般建設業許可・特定建設業許可の別
- ⑧ 建設業許可を受けている業種
- ⑨ 建設業許可番号
- ⑩ 建設業許可年月日

## LINE 始めました。

建設業許可申請や産業廃棄物収集運搬業更新申請などで弊所より写真の提出をお願いする際、これまで電子メールや印刷をしていただき頂戴しておりましたが、この度弊所の LINE アカウントを作成致しました。QRコードは貴社へ送付しております組合報に載せておりますので画像の送信等に是非ご活用ください。